

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部（非常体制）の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 対策本部を設置すべき市の指定の通知

[法第25条]

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市対策本部の設置

[法第27条]

対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、市長は、直ちに市対策本部を設置する。

（※事前に市緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）

また、市長は、市対策本部を設置した場合は、市議会にその旨を連絡する。

ウ 市対策本部員等の参集

市対策本部事務局員は、市対策本部員に対し、非常登庁職員名簿等を活用して市対策本部に参集するよう連絡する。なお、参集の連絡方法には、職員防災メールも活用する。

各部局の長は、所属職員に対して市対策本部が設置された旨等を連絡し、迅速な職員の動員及び体制の整備を図る。

エ 市対策本部の設置場所等

市対策本部は、市役所防災会議室に設置する。

また、市対策本部事務局職員は、市対策本部に必要な各種情報通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。

特に、電話、ファクシミリ装置、電子メール等を用いることにより、関係機関等との通信手段の状態を確認する。

オ 交代要員等の確保

市は、市地域防災計画に定める体制を活用し、職員の交代要員の確保、食料、燃料等の確保、自家発電設備及び仮眠設備の確保を行う。

カ 市対策本部の機能の確保

市は、本庁舎が被災し、市対策本部を設置できなくなった場合には、消防局・西消防署庁舎、つばき会館、すこやかセンター、市民センター等に市対策本部の設置場所を確保し、市対策本部を開設する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

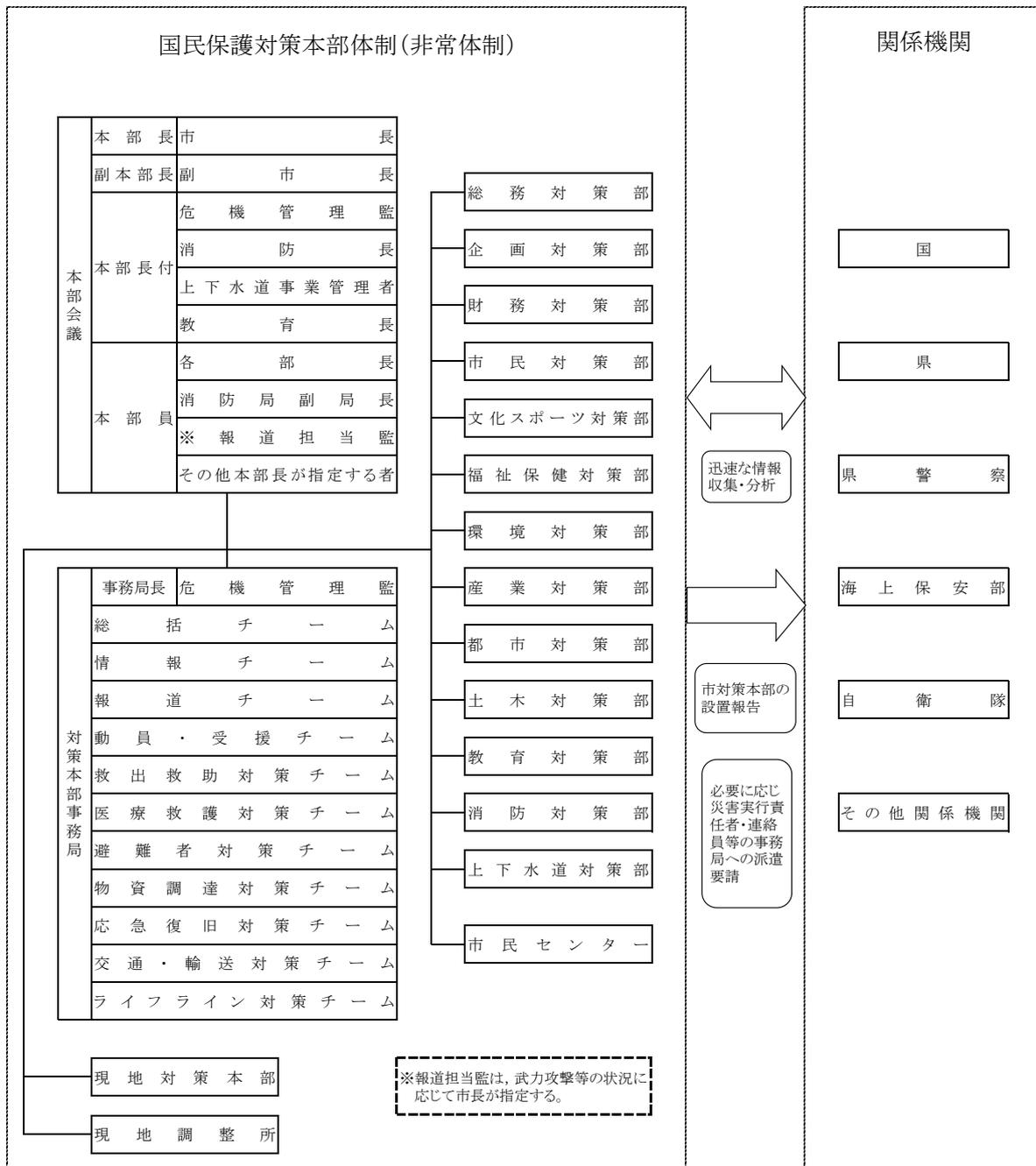
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、次のとおりとする。

【市対策本部（非常体制）の組織構成等】



ア 本部長，副本部長，本部長付，本部員

(ア) 本部長は，市長をもって充て，副本部長は副市長をもって充てる。

(イ) 本部長付は，危機管理監，消防長，上下水道事業管理者，教育長をもつ充てる。

(ロ) 本部員は，総務部長，企画部長，財務部長，市民部長，文化スポーツ部長，福祉保健部長，環境部長，産業部長，都市部長，土木部長，教育部長，消防局副局長，上下水道局経営総務部長をもつて充てる。

イ 対策本部会議

- (ア) 本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。
- (イ) 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員で構成され、必要に応じて関係機関の職員の出席を求めるものとする。
- (ウ) 分掌事務
 - a 武力攻撃事態等に対する応急対策に関すること。
 - b 自衛隊の派遣要請に関すること。
 - c その他国民保護措置及び重要な事項に関すること。

ウ 市対策本部事務局

- (ア) 組織
 - a 市対策本部事務局長（以下「事務局長」という。）は、総務部危機管理課長をもって充てる。
 - b 市対策本部事務局に統括、情報、報道、動員・受援、救出救助対策、医療救護対策、避難者対策、物資調達対策、応急復旧対策、交通・輸送対策、ライフライン対策のチームを置き、構成員は各部局・課等からの派遣職員（以下「市対策本部事務局員」という。）とする。
- (イ) 市対策本部事務局の構成及び分掌事務は、次のとおりとする。

【市対策本部事務局の構成】

チーム名	業 務
統括チーム	(1) 市対策本部の設置及び運営に関すること。 (2) 国民保護関連情報等の収集、伝達に関すること。 (3) 市対策本部会議室、防災危機管理室の管理・運営に関すること。 (4) 事務局内各チームの統括に関すること。 (5) 非常配備体制の確立の指示、伝達に関すること。 (6) 避難誘導等の指示統括に関すること。 (7) 防災行政無線の統制に関すること。 (8) 関係機関等との連絡調整の統括に関すること。 (9) 県対策本部との連絡調整に関すること。 (10) 自衛隊、海上保安部、緊急消防援助隊、DMAT等の応援要請及び活動調整に関すること。 (11) 国民保護措置に関する総合調整に関すること。 (12) 広域的な避難に関すること。 (13) 災害応急・復旧対策活動の統括及び総合調整に関すること。 (14) 復旧・復興計画の連絡調整に関すること。
情報チーム	(1) 災害情報の統括に関すること。 (2) 災害情報及び被害情報の把握・整理並びに各対策部等への伝達に関すること。 (3) 通信機器等の保全に関すること。 (4) 災害情報の電話問合せに関すること（報道機関からの問合せを除く）。 (5) 災害情報の分析及び資料の作成に関すること。 (6) アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達に関すること。 (7) 記録の収集に関すること。
報道チーム	(1) プレスルームの開設に関すること。 (2) 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。 (3) 各種情報の市民への提供に関すること（安否情報は除く）。 (4) 出版、放送、広報車両及びインターネットによる災害情報の配信に関すること。

チーム名	業 務
動員・受援チーム	(1) 職員の動員・配備に関すること（職員の支援調整を含む）。 (2) 事務局内各チーム及び各対策部からの連絡員の動員に関すること。 (3) 各対策部及び現地対策本部が行う応援人員等の調整に関すること。 (4) 国、県、他市町との応援要請に関すること（自衛隊、海上保安部、緊急消防援助隊、DMAT等に関するものを除く）。 (5) 他の自治体からの応援部隊の受援及び連絡、後方支援に関すること。
救出救助対策チーム	(1) 救出救助活動、行方不明者の搜索、その他各種支援にかかる自衛隊、海上保安部、警察、緊急消防援助隊等との調整に関すること。 (2) 大規模災害対策、広域応援部隊運用に係る総合調整に関すること。 (3) 医療救護班、DMAT等の配置調整に関すること。 (4) 消防関係情報等の収集と分析に関すること。
医療救護対策チーム	(1) 災害医療、保健活動に係る総括及び総合調整に関すること。 (2) 医療機関の被害状況、受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。 (3) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、県、県警察等関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 救護所等の開設及び医療救護班、DMAT等の配置調整に関すること。 (5) 広域搬送も含めた患者の輸送・転院に係る調整に関すること。 (6) 被災者の心身の保持及び疾病予防に関すること。 (7) 医薬品等の供給調整に関すること。 (8) 医療ボランティア、他市町応援保健職員等の受入れ及び運用調整に関すること。 (9) 地域防災拠点等への医療提供及び保健衛生指導等に関すること。
避難者対策チーム	(1) 避難所の開設・運営の総括及び総合調整に関すること。 (2) 開設する避難所の選定、開設指示に関すること。 (3) 避難所等の管理者・自治会・自主防災組織等への開設要請に関すること。 (4) 避難行動要支援者の避難誘導等に関すること。 (5) 高齢者の避難誘導等に関すること。 (6) 福祉避難所の福祉保健班への開設指示に関すること。 (7) 避難所との連絡調整に関すること。 (8) 住民の安否情報の集約と提供に関すること。 (9) 避難者の状況把握に関すること。 (10) 避難所への応援職員の派遣に係る動員・受援チームとの調整に関すること。 (11) 避難所等の必要物資の集約及び物資調達対策チームへの依頼に関すること。 (12) 避難者の物資ニーズの集約に関すること。 (13) 在宅避難者の支援に関する情報の集約に関すること。
物資調達対策チーム	(1) 物資に係る総括及び総合調整に関すること。 (2) 備蓄物資の供給及び給水に関すること。 (3) 食料・飲料水・生活必需品等の調達・配分・供給及び輸送に関すること。 (4) 県、他都市等への救援物資の要請・受入れに関すること。 (5) 県、自衛隊等への物資輸送に係る支援要請に関すること。 (6) 県との物資の集積拠点の調整に関すること。 (7) 物資の集積拠点への職員の派遣に係る動員・受援チームとの調整に関すること。

チーム名	業 務
<p>応急復旧対策チーム</p>	<p>(1) 災害復旧対策に係る総合調整に関すること。 (2) 道路、橋りょうの被害状況の把握及び総括に関すること。 (3) 障害物排除に係るライフライン機関、警察、建設・土木業者等との調整に関すること。 (4) 災害廃棄物対策に係る総合調整に関すること。 (5) 災害廃棄物の発生量の把握に関すること。 (6) 災害廃棄物の収集運搬・処理処分に関すること。 (7) 災害廃棄物の広域処理に伴う県等との調整に関すること。 (8) 仮設処理施設の設置に関すること。</p>
<p>交通・輸送対策チーム</p>	<p>(1) 緊急輸送路及び海上輸送路の確保に係る調整に関すること。 (2) 一時滞在施設の開設・運営の総括及び総合調整に関すること。 (3) 帰宅困難者の状況把握に関すること。 (4) 開設する一時滞在施設の選定、開設指示に関すること。 (5) 交通情報の集約及び提供に関すること。 (6) 港湾岸壁の使用可能情報の集約及び提供に関すること。</p>
<p>ライフライン対策チーム</p>	<p>(1) ライフライン施設の復旧対策に係る総合調整に関すること。 (2) ライフライン施設の被害状況の把握及び総括に関すること。 (3) ライフラインの復旧工事の情報収集に関すること。</p>

エ 市対策本部の各部局の組織及び業務は、次のとおりである。

【市対策本部の各部局の組織及び業務】

<共通>

部局・課名	業 務
各対策部	(1) 各対策部各班の設置に関する事。 (2) 各対策部から本部事務局への職員応援に関する事。 (3) 各対策部及び各班相互の連携及び職員の相互応援に関する事。 (4) 住民の避難誘導及び避難者の安全確保に関する事。 (5) 避難所配置職員、緊急初動体制要員、センター（中央地区）配置職員の選定・派遣に関する事。 (6) 各班における他地方公共団体等への応援職員の要請及び受入れに関する事。 (7) 各対策部各班から本部事務局への各種情報の報告に関する事。 (8) 各対策部各班が所管する施設の被害状況の把握並びに応急対策及び保全に関する事。 (9) 各対策部の所管に係る被害の調査結果等の報告に関する事。 (10) その他各対策部長が必要と認める災害対策及び復旧・復興に関する事。 (11) その他市長が特に必要と認める事。
各対策部庶務担当課	(1) 部の庶務に関する事。 (2) 部内各班の連絡調整に関する事。 (3) 災害関連情報の集約及び伝達に関する事。 (4) 部関連被害状況の集約に関する事。 (5) 部応急対策活動の集約に関する事。 (6) 部内職員の動員に関する事。 (7) 部内職員の厚生に関する事。 (8) 部内職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事。 (9) 国民保護事態等における部内の経費求償関連事務の実施に関する事。 (10) 部内各班に属さない事項に関する事。 (11) その他特命事項に関する事。

<総務対策部>

班 名	業 務
庶務班	(1) 国, 県, 国民保護協議会委員, その他関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。 (3) 庁舎の電気・通信・衛生設備の応急対策に関すること。 (4) 非常優先電話の応急架設に関すること。 (5) 他の班の所管に属さないこと。
動員班	(1) 職員の罹災状況の集約に関すること。 (2) 職員配備に伴う勤務条件に関すること。 (3) 避難所配置職員, 緊急初動体制要員, センター(中央地区)配置職員を選定に関すること。 (4) 職員の動員及びひ配備計画に関すること。 (5) 雇入れ労働者の確保及び配置に関すること。 (6) 公務災害補償に関すること。 (7) 職員の厚生に係る連絡調整に関すること。 (8) 職員の給与に関すること。
秘書広報班	(1) 市対策本部長及び市対策副本部長の秘書に関すること。 (2) プレスルームの開設に関すること。 (3) 各種情報の市民への提供に関すること。(安否情報は除く。) (4) 出版, 放送, 広報車両及びインターネットによる災害情報の配信に関すること。 (5) 災害見舞者の接遇に関すること。
東京連絡班	(1) 国会及び中央官庁との連絡調整に関すること。
復興準備班	(1) 復旧・復興計画の策定の準備に関すること。

<企画対策部>

班 名	業 務
情報班	(1) 本部設置に係る情報機器の設置に関すること。 (2) 電算等の各種システム等の復旧, 運用, 管理に関すること。 (3) 災害情報及び災害に係る記録の収集・整理に関すること。 (4) 国の機関等への要望に関すること。 (5) 国の機関等からの視察対応に関すること。

<議会対策部>

班 名	業 務
議会班	(1) 議員の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 (2) 災害に関する議会活動に関すること。

<財務対策部>

班 名	業 務
財務班	(1) 災害応急対策予算の編成及び資金の運用計画に関すること。 (2) 財政需要見込み額の把握に関すること。 (3) 財源確保に関する県及び国との調整及び要望に関すること。 (4) 災害時の資金調達（情報収集）に関すること。 (5) 資金調達に向けた調整等及び資金調達の実施に関すること。
管財班	(1) 公有財産の被害状況の調査及び総括に関すること。 (2) 公有財産の緊急使用許可に関すること。 (3) 自衛隊・他都市等救援団体の駐車場確保に関すること。 (4) 災害応急対策のための土地の借上げの契約事務に関すること。
契約班	(1) 部内他班の応援に関すること。 (2) 物資・資財等の総括的購買に関すること。
罹災調査証明班	(1) 被害調査の調整及び被害集計等に関すること。 (2) 被災者台帳の総括に関すること。 (3) 罹災証明（火災に係るものを除く。）発行業務の総括に関すること。 (4) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関すること。
会計班	(1) 公用車等の燃料調達に関すること。 (2) 緊急輸送車両の許可申請及び配車計画に関すること。 (3) 災害協定等の民間車両の手配に関すること。 (4) 公用車の集中管理に関すること。 (5) 災害対策に係る現金の出納に関すること。 (6) 義援金の保管に関すること。

<市民対策部>

班 名	業 務
避難所・ボランティア班	(1) 自治会との連絡に関すること。 (2) 避難所の開設・運営に関すること。 (3) 市民センター班との連絡調整に関すること。 (4) 中央地区に係る避難行動要支援者名簿の提供、被災者の収容、避難所への物資等の輸送、被災者台帳の作成、罹災証明の発行、中央地区担当の応援職員の要請及び受入れに関すること。 (5) くれ災害ボランティアセンター設置に係る支援に関すること。 (6) 被災者の物資ニーズ調査の総括に関すること。 (7) くれ災害ボランティアセンターが行うボランティアの募集、受付、管理及び派遣調整の支援に関すること。 (8) 災害派遣等従事車両証明書の発行に関すること。 (9) 義援金の受納受付に関すること。
市民相談班	(1) 行方不明者等の受付、死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。 (2) 市民の安否情報の集約及び問い合わせに関すること。 (3) 災害時の総合相談窓口の設置及び市民ニーズの整理調整に関すること。 (4) 災害時の生活相談や情報提供、援助に関すること。 (5) 避難所・ボランティア班の支援に関すること。 (6) 被災者の物資ニーズ調査に関すること。 (7) 災害による税の減免の申請受付に関すること。 (8) 義援金、見舞金等の申請受付に関すること。

班 名	業 務
(各) 市民センター班	(1) 所属職員の動員及び厚生に関すること。 (2) 現地対策本部が設置された場合における連絡調整に関すること。 (3) 市民の安否情報の収集及び問い合わせに関すること。 (4) 避難所の開設・運営に関すること。 (5) 被災者・帰宅困難者の収容に関すること。 (6) 防災行政無線の管理運営に関すること。 (7) 災害・避難所情報の収集及び報告並びに本部との連絡に関すること。 (8) 避難行動要支援者名簿の提供に関すること。 (9) 避難所への物資等の保管及び輸送に関すること。 (10) 災害時の総合相談窓口の設置及び市民ニーズの整理調整に関すること。 (11) 災害時の生活相談や情報提供、援助に関すること。 (12) 行方不明者等の受付、死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。 (13) 被害調査及びその応急措置に関すること。 (14) 消防団・指定管理者・関係団体等との連絡調整に関すること。 (15) 食料・飲料・燃料等の確保に関すること。 (16) 応援職員の要請及び支援職員（他都市支援職員も含む。）の受入れに関する こと。 (17) 被災者の物資ニーズ調査に関すること。 (18) 被災者台帳の作成に関すること。 (19) 罹災証明の発行に関すること。 (20) 義援金、見舞金等の申請受付に関すること。 (21) 災害による税の減免の申請受付に関すること。 (22) 災害派遣等従事車両証明書の発行に関すること。 (23) その他応急・復旧対策等に関すること。

<文化スポーツ部>

班 名	業 務
文化振興班	(1) 避難所として社会教育施設の供与及び管理に関すること。 (2) 避難所として文化施設の供与及び管理に関すること。 (3) 文化財の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (4) 文化財の保全に関すること。 (5) 社会教育団体等協力団体との連絡調整に関すること。
スポーツ施設班	(1) スポーツ施設・設備の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 避難所としてスポーツ施設の供与及び管理に関すること。 (3) 備蓄倉庫の被災状況の把握及び管理保全に関すること。

<福祉保健部>

班 名	業 務
福祉保健班	(1) 社会福祉施設の被害調査に関すること。 (2) 福祉避難所の開設及び被災者の収容に関すること。 (3) 要配慮者対策の総括に関すること。 (4) 避難行動要支援者名簿の作成及び提供の総合調整に関すること。 (5) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、県、県警察等関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 救護センター及び救護所等の開設に関すること。 (7) 医療救護班、DMAT等の配置調整に関すること。 (8) 広域搬送も含めた患者の輸送・転院に係る調整に関すること。 (9) 国民保護事態等における全対策部の経費求償関連事務の総括及び県との調整に関すること。 (10) 日本赤十字社、社会福祉協議会及び社会福祉法人等との連絡調整に関すること。 (11) 民生委員児童委員への協力要請に関すること。 (12) 義援金・見舞金等の被災者への支給受付に関すること。
障害福祉班	(1) 障害者福祉施設利用者の安否確認の総括に関すること。 (2) 障害者の避難行動要支援者名簿の作成及び提供に関すること。 (3) 障害者福祉施設との連絡及び総合調整に関すること。 (4) 障害者福祉施設の被害調査、応急対策に関すること。 (5) 避難行動要支援者の避難誘導に係る避難支援等関係者への協力依頼に関すること。 (6) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。 (7) 障害者の援護対策及び生活相談に関すること。 (8) 避難所等における心身障害者の相談の総括に関すること。
遺体安置所設置班	(1) 生活保護対策に係る総括に関すること。 (2) 遺体の検視・検案場所の選定・依頼及び必要資器材の調達に関すること。 (3) 遺体安置所の選定・依頼及び運営並びに必要な資器材の調達に関すること。 (4) 遺体の埋火葬に係る本部事務局、環境対策部との調整に関すること。 (5) 被災者に対する生活保護に関すること。 (6) 行旅病人及び行旅死亡人（身元不明者を含む。）に関すること。
高齢者福祉班	(1) 高齢者福祉施設利用者の安否確認の総括に関すること。 (2) 高齢者の避難行動要支援者名簿の作成及び提供に関すること。 (3) 高齢者福祉施設との連絡及び総合調整に関すること。 (4) 高齢者福祉施設の被害調査、応急対策に関すること。 (5) 避難行動要支援者及び高齢者の避難誘導に係る避難支援等関係者への協力依頼に関すること。 (6) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。 (7) 高齢者の援護対策及び生活相談に関すること。
保健年金班	(1) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。 (2) 被災者に対する国民健康保険に関すること。 (3) 被災者に対する後期高齢者医療に関すること。 (4) 被災者に対する国民年金に関すること。
子育て支援班	(1) 所管施設及び私立幼稚園の利用者の安否確認に関すること。 (2) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。 (3) 私立幼稚園の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 妊産婦、乳幼児、児童及び障がい児の援護に関すること。

班 名	業 務
子育て施設班	(1) 保育園児等の安否確認に関すること。 (2) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。 (3) 保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 保育所等の一時休止及び再開に関すること。 (5) 応急保育の実施に関すること。
下蒲刈病院班	(1) 所管施設利用者の安否確認及び避難に関すること。 (2) 職員の安否確認及び勤務体制の確保に関すること。 (3) 医療情報の収集及び提供に関すること。 (4) 医薬品・資器材の調達に関すること。 (5) 病院間の患者の受入れ調整に関すること。 (6) 救護病院の開設・運営に関すること。
保健医療班	(1) 医療機関の被害状況、受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。 (2) 救護所等設置に係る医療支援班の支援に関すること。 (3) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入れ、調整に関すること。 (4) 感染症の発生及び拡大防止に関すること。 (5) 防疫活動に関すること。 (6) 防疫薬品及び防疫資材の整備及び調達に関すること。 (7) 在宅の要配慮者（人工透析、特定疾患、難病等）への対応及び支援並びに対応医療機関との調整に関すること。 (8) 地域防災拠点等への医療提供及び保健衛生指導等に関すること。 (9) 医療ボランティアの受入れ、調整に関すること。
生活衛生班	(1) 獣医師会、動物愛護団体との支援要請及び総合調整に関すること。 (2) 生活用水及び食品の衛生確保に関すること。 (3) 食中毒の発生及び拡大防止に関すること。 (4) 災害応急用井戸の水質検査及び情報提供に関すること。 (5) 衛生害虫及びねずみ族の駆除に関すること。 (6) ペット動物等の保護・収容、救護活動に関すること。 (7) 医薬品等の供給調整に関すること。 (8) 毒物・劇物の被害調査及び応急対策等に関すること。 (9) 入浴施設の提供に関すること。
健康安全班	(1) 被災者等の健康管理及び心のケアに関すること。 (2) 避難所等の衛生管理及び環境整備等に関すること。 (3) 救護所等設置に係る医療救護班の支援に関すること。 (4) 派遣保健師の受入れ、調整に関すること。

<環境対策部>

班 名	業 務
環境対策班	(1) 埋火葬に係る福祉保健対策部、関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 有害物質等を使用している工場・事業場の被害状況の把握及び応急対策等に関すること。 (3) 広域火葬に関すること。 (4) 廃棄物に係る総括及び総合調整に関すること。 (5) 廃棄物の不法投棄行為の監視及び法的処理対策に関すること。 (6) 廃棄物仮置場の設置及び運営に関すること。 (7) 遺体の埋火葬に関すること。 (8) 遺骨の一時保管に関すること。 (9) 火葬相談窓口の設置に関すること。 (10) 遺体の運送（遺体安置所から火葬場まで）に関すること。 (11) 大気汚染及び水質汚濁等の汚染状況の監視に関すること。 (12) 災害時における公害防止に関すること。
廃棄物処理班	(1) 一般廃棄物（ごみ及びし尿）の処理及び処分に関すること。 (2) 廃棄物仮置場の設置及び運営に関すること。 (3) 仮設処理施設の設置及び運営に関すること。
廃棄物収集班	(1) 所管施設及び車両の被害調査、応急対策及び管理保全に関すること。 (2) 一般廃棄物（ごみ及びし尿）取扱業者等との連絡調整に関すること。 (3) 一般廃棄物（家庭ごみ）の収集及び運搬に関すること。 (4) 一般廃棄物（し尿）の緊急汲取に関すること。 (5) 被災地域及び関係部署と連携し、一時集積場所の設置及び管理運営に関すること。 (6) 避難所等におけるごみ集積場所及びトイレ（くみ取り式に限る。）の清掃等の指導に関すること。

<産業対策部>

班 名	業 務
商工振興班	(1) 工業施設, 商業施設等の被害状況の把握に関する事。 (2) 県, 商工会議所及び商工業関係団体との連絡調整に関する事。 (3) 協定に基づく食料・生活必需品・資機材等の調達に関する事。 (4) 備蓄物資及び救援物資の配分・供給に関する事。(給水作業に関する事を除く。) (5) 救援物資の集積拠点への職員の派遣の調整に関する事。 (6) 他都市等への救援物資の要請・受入れに関する事。 (7) 救援物資に係る総括及び関係対策部との調整に関する事。 (8) 県との物資の集積拠点の調整に関する事。 (9) 中小企業に対する金融支援及び相談に関する事。 (10) 産業振興対策に関する事。
観光振興班	(1) 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 (2) 観光客の避難対策に関する事。 (3) 救援物資に係る商工振興班への支援に関する事。
港湾漁港班	(1) 港湾及び海上における災害関連情報の集約及び伝達に関する事。 (2) 港湾及び漁港利用者等の避難対策に関する事。 (3) 船舶火災, 海難事故及び船舶の被害状況の把握に関する事。 (4) 港湾施設及び漁港施設, 海岸保全施設の被害状況の把握及び応急対策に関する事。 (5) 接岸, けい留施設の被害状況の把握に係る関係機関等との連絡調整に関する事。 (6) 救援物資の海上輸送基地の選定に関する事。 (7) 災害時応急処置に伴う関係機関への協力要請に関する事。 (8) 避難者, 救援物資等の海上輸送に伴う自衛隊, 海上保安部, 旅客船協会, 漁業協同組合等への協力要請に関する事。 (9) 救援物資に係る商工振興班への支援に関する事。 (10) 港湾区域及び漁港区域内における漂流物対策に関する事。 (11) 海上輸送基地における救援物資の荷役, 輸送体制の確保に関する事。 (12) 港湾施設及び漁港施設, 海岸保全施設の災害復旧工事に関する事。
農林水産班	(1) 農業関係の被害状況の把握に関する事。 (2) 畜産関係の被害状況の把握に関する事。 (3) 水産関係, 養殖魚等の被害状況の把握に関する事。 (4) 救援物資等に係る商工振興班の支援に関する事。 (5) 農協等との連絡調整, 協力要請に関する事。 (6) 漁協等との連絡調整, 協力要請に関する事。 (7) 応急農作物の種苗及び家畜飼料の補給に関する事。 (8) 農林漁業復旧資金の斡旋, 融資に関する事。
農林土木班	(1) 交通規制等の応急交通対策に関する事。 (2) 救援物資に係る商工振興班の支援に関する事。

<都市対策部>

班 名	業 務
都市計画班	(1) 被災市街地の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 帰宅困難者の支援の部内総括に関すること。 (3) 被災宅地の危険度判定に関すること。 (4) 被災市街地の復旧・復興に関すること。
交通政策班	(1) 緊急輸送道路等の被害状況の把握及び緊急輸送対策に関すること。 (2) 交通情報の収集及び情報提供に関すること。 (3) 交通規制等の応急交通対策に関すること。 (4) 交通関係機関等との連絡調整に関すること。 (5) 帰宅困難者の情報収集及び状況把握に関すること。 (6) 避難所以外の一時滞在施設の選定及び関係者への協力要請に関すること。 (7) 一時滞在施設の開設・運営の総括及び総合調整に関すること。
建築指導班	(1) 帰宅困難者の支援に関すること。 (2) 建築物（避難所その他の公共施設等）の応急危険度判定に関すること。 (3) 被災建築物応急危険度判定に関すること。 (4) 住宅の被害認定に関すること。 (5) 他の地方公共団体及び関係団体からの建築関係支援に関すること。 (6) 災害復興住宅資金の融資に関すること。 (7) 建築関係業者との連絡調整に関すること。 (8) 被災者の建築相談に関すること。 (9) 災害復興融資貸付に伴う現場審査に関すること。
住宅政策班	(1) 帰宅困難者の支援に関すること。 (2) 市営住宅の被害状況の収集及び応急対策工事に関すること。 (3) 市営住宅の入居者の相談に関すること。 (4) 市営住宅指定管理者への指示及び調整に関すること。 (5) 市営住宅の緊急入居に関すること。 (6) 応急仮設住宅に関すること。 (7) 住宅の応急修理に関すること。
復旧工事調整班	(1) 災害復旧対策にかかる関係機関との総合調整に関すること。 (2) 帰宅困難者の支援に関すること。 (3) 災害応急対策工事にかかる工事検査に関すること。
呉駅周辺事業推進班	(1) 帰宅困難者の支援に関すること。

<土木対策部>

班 名	業 務
土木総務班	(1) 道路, 橋りょう, 河川等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 交通規制等の応急交通対策に関すること。 (4) 道路, 橋りょう, 河川等の障害物の除去に関すること。 (5) 救援活動拠点等としての公園緑地の使用にかかる連絡調整に関すること。 (6) 建設業協会, 民間建設業者等の連絡調整に関すること。 (7) 応急資機材の確保及び保管に関すること。 (8) 公園緑地等にかかる国, 県等との連絡調整に関すること。 (9) 国, 他の地方公共団体及び関係団体からの土木関係支援に関すること。
土木施設対策班	(1) 道路, 橋りょう, 河川等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 交通規制等の応急交通対策に関すること。 (4) 道路, 橋りょう, 河川等の障害物の除去に関すること。 (5) 市街地の排水対策に関すること。 (6) 急傾斜地対策に関すること。 (7) 公園等の電気設備の保全に関すること。 (8) 所管の公共土木施設復旧対策に関すること。 (9) 災害応急対策のための土地の収用に関すること。
営繕班	(1) 市有建築物（市営住宅を除く。）の被害状況調査及び応急対策工事に関すること。 (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る住宅政策 班の支援に関すること。

<消防対策部>

班 名	業 務
消防総務班	(1) 所管車両及び資機材の応急修理等に関すること。 (2) 燃料の確保に関すること。 (3) 消防広報に関すること。 (4) 記録写真に関すること。
予防班	(1) 災害情報、気象情報、活動状況等の収集・整理・分析に関すること。 (2) 危険物施設等の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (3) 防災関係機関の情報収集・伝達に関すること。 (4) 整理分析した情報の各班への伝達に関すること。 (5) 応援要請等の市対策本部報告資料の作成に関すること。 (6) 出火防止等の広報に関すること。
警防班	(1) 災害情報、気象情報等の収集及び伝達に関すること。 (2) 所管施設及び設備機器等の被害状況の把握及び応急対策並びに保全に関する こと。 (3) 消防対策部の災害体制等の発令に関すること。 (4) 消防隊・救急隊等の指揮及び運用に関すること。 (5) 各種情報に基づく消防力判断に関すること。 (6) 市対策本部との連絡調整に関すること。 (7) 警察、海上保安部、他都市消防機関等との連携・調整に関すること。 (8) 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受援・応援に関すること。 (9) 災害の覚知・伝達及び管制に関すること。 (10) 消防通信の運用及び統制に関すること。 (11) 災害時の医療体制情報収集に関すること。 (12) 福祉保健対策部、医療機関等との連携・調整に関すること。 (13) 緊急消防援助隊等との連絡、集結場所の指定等に関すること。 (14) 緊急消防援助隊等の活動方針等の伝達に関すること。 (15) 緊急消防援助隊等への各種資料の作成・配布に関すること。
西署班 東署班	(1) 所管施設及び車両等の被害状況の把握及び応急対策並びに保全に関する こと。 (2) 危険物施設の災害状況の把握及び応急措置指導に関すること。 (3) 被害調査の実施並びに各種情報の収集、整理及び報告に関すること。 (4) 職員の動員、厚生に関すること。 (5) 局、消防団、その他関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 消火・救助・救急・水防活動及び行方不明者の捜索に関すること。 (7) 避難誘導に関すること。 (8) 他都市応援隊の指揮、運用、調整に関すること。 (9) 緊急消防援助隊等との調整及び誘導に関すること。 (10) 消防広報に関すること。
消防団班	(1) 団の総括及び方面隊、地区隊への指示、連絡調整に関すること。 (2) 消防局、本部事務局、市民センターとの連絡調整に関すること。 (3) 所管施設、車両等の被害状況の把握及び管理保全に関すること。 (4) 団員の動員、隊の編成に関すること。 (5) 団員の安否情報及び罹災状況に関すること。 (6) 消火・救助・救急・水防活動及び行方不明者の捜索に関すること。 (7) 消防広報及び避難誘導に関すること。

<上下水道対策部>

班 名	業 務
上下水道総務班	(1) 県水道施設の被害状況の把握及び復旧対策の総合調整に関すること。 (2) 上下水道事業に係る災害広報の総括に関すること。 (3) 水道施設の災害復旧・復興の総合企画に関すること。 (4) 水道・下水道使用料の減免に関すること。 (5) 他の地方公共団体からの水道支援の総括に関すること。
上下水道窓口班	(1) 電話受付に関すること。 (2) 資材及び車両の調達・管理に関すること。 (3) 所管車両の管理保全に関すること。
応急給水班	(1) 応急給水計画に関すること。 (2) 医療機関（災害拠点病院，救急告示医療機関，透析医療機関）への運搬給水に関すること。 (3) 地域給水拠点等への運搬給水に関すること。
下水道管路復旧班	(1) 所管管きよの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 修繕計画に関すること。 (3) 下水道管の修繕に関すること。
給水復旧班	(1) 所管配水，給水施設等の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 水道管の修繕に関すること。 (3) 復旧工事業関係者との連絡調整に関すること。 (4) 修繕計画に関すること。 (5) 市民広報の実施に関すること。 (6) 濁水対策に関すること。
応急排水班	(1) 水道施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 施設の復旧計画及び水運用計画に関すること。 (3) 危険物の点検及び安全確保に関すること。 (4) 採水計画及び水質検査に関すること。
下水道施設班	(1) 下水道施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 危険物の点検及び安全確保に関すること。 (3) 施設の復旧計画及び汚水処理計画に関すること。 (4) 採水計画及び水質検査に関すること。

＜教育対策部＞

班 名	業 務
教育総務班	(1) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (2) 教育委員との連絡調整に関すること。 (3) 他都市応援職員の受入れに関すること。 (4) 教育関係義援金の受付及び配分に関すること。
学校施設班	(1) 学校施設・設備の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 学校施設の応急危険度判定の要請に関すること。 (3) 応急教育実施施設の確保に関すること。 (4) 学校施設の災害復旧計画に関すること。 (5) 教育備品の被害状況の把握及び調達に関すること。
学校教育班	(1) 教職員の動員・配備に関すること。 (2) 学校の教育再開（応急教育計画）の総括に関すること。 (3) 被災児童生徒への教科書・学用品等の調達給与に関すること。 (4) 被災児童生徒への育英及び奨学に関すること。
学校安全班	(1) 児童生徒の安全対策の総括に関すること。 (2) 災害情報・気象情報等の収集に関すること。 (3) 保護者への防災情報の提供に関すること。 (4) 児童生徒、保護者の安否情報及び保護者への引渡しに関すること。 (5) 学校の保健衛生に関すること。
(各)学校班	(1) 児童生徒の安全に関すること。 (2) 学校施設・設備・教育備品の被害状況の把握に関すること。 (3) 児童生徒、保護者の安否情報及び保護者への引渡しに関すること。 (4) 所管教職員の安否情報及び罹災状況の把握に関すること。 (5) 避難所として学校施設の供与及び管理に関すること。 (6) 避難所運営及び救護所等の支援に関すること。 (7) 学校施設の応急危険度判定の要請に関すること。 (8) 学校の教育再開（応急教育計画）に関すること。 (9) 学校の管理保全及び保健衛生に関すること。 (10) 学校給食及び非常炊出しに関すること。 (11) 被災児童生徒への教科書・学用品の給与に関すること。

オ 市現地対策本部の設置

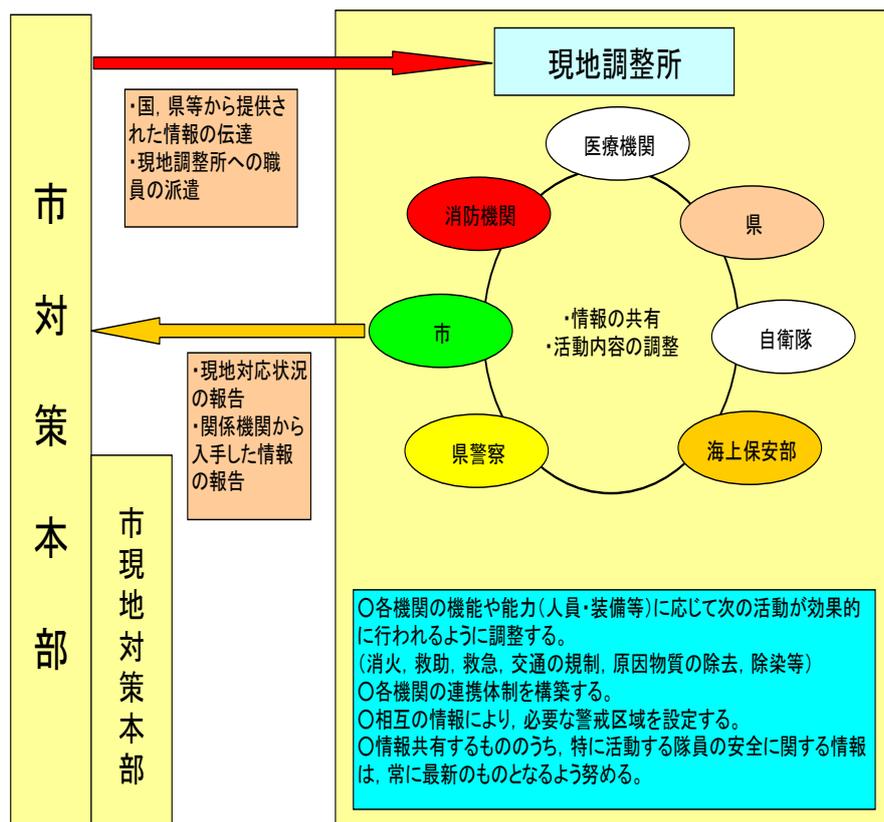
本部長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施及び国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行う市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

カ 現地調整所の設置

本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合において、その被害を軽減し、現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関（県、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の役割等】



【現地調整所の性格について】

- ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置するものである。
- ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時に、又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。
 また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有することにより、その活動上の安全の確保に活かすことが可能となる。
- エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。

(4) 本部長の権限

[法第 29 条]

本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市域内の国民保護措置に関する総合調整

本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等及び要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等及び当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時かつ適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

ア 報道担当監の設置

市長は、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、報道チームに広報を一元的に行う必要があると認める場合には「報道担当監」を配置する。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせの窓口の開設、インターネット、ホームページ等のほか、車両広報、防災情報メール、緊急速報メールなど様々な広報手段を活用して、住民等に提供できる体制の整備に努める。

ウ 留意事項

(7) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

(8) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

(9) 県と連携した広報体制を構築する。

(6) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(7) 合同対策協議会について

市長は、政府現地対策本部長により、政府現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、市対策本部長又は市対策本部長が指名する副本部長若しくは本部員が出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するものとする。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政無線により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

加えて、必要に応じアマチュア無線等の協力も得るものとする。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 無線通信系の輻輳・混信等の対策

市は、無線通信系の輻輳・混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整に努める。